

報償費他市状況資料

		亀岡市	京都府		横浜市	逗子市	豊田市	下関市	川崎市	久留米市
補助金 名称		亀岡市支えあい まちづくり 協働支援金	地域力再生 プロジェクト 支援事業交付 金	地域力再生 プロジェクト 支援事業交付 金 (地域力ビジネ スプログラム)	横浜市市民活 動支援センター 自主事業提案	市民活動支援 補助金	市民活動促進 補助金	市民活動支援 補助金	市民公益活動 助成金	キラリ輝く 市民活動活性 化 補助金
報償 費	対象 経費	外部講師やアドバ イザーなどへの謝 礼など	○講師等謝金(団体 の構成員に対するも のは専門性を有して いる場合に限る) 単価の上限:1時間 当たり 1万円、1日 当たり5万円 団体の構成員に対 するものは、構成員 1名当たり1年間で5 万円 総額の上限:団体の 自己資金の範囲内 * 上限を超える場合 は、団体の自己資金 等に対応。	事業費 ○専門家に対する 講師謝金	記載なし	外部講師、指導者 等への謝礼	講座、講演会の講 師への謝礼等	出演者、指導者等 への講師謝礼(1人 1回当たり10万円 まで対象)	講師等への謝礼、 出演料、コーデ イナー料、調査・ 研究等に係る謝礼 等 ※1人あたりの金 額の上限はない が、あまりに高額 な講師の場合は費 用対効果の面から 審査 ※団体メンバー(と くに実施スタッフ) への支払いは認め られない	・外部の講師や出 演者への謝礼 ・専門的スキルを有 する協力者への謝 金等 謝礼(講師、司会 者、出演者、技術 指導、設計指導) など ※謝礼の上限額は 1回当たり5万円/ 人、10万円/団体 で30万円限度
	対象 外							主催関係者及び団 体構成員等への謝 金及び報酬 謝礼金のうち、1人 1回当たり10万円を 超える部分		・提案団体内講師 等への謝金 ・賞品・記念品等個 人への支給品にか かる経費 ・提案団体スキル アップのための研 修講師への謝金
人件 費	対象経 費	事業実施のために雇用し たアルバイト賃金など		アルバイト賃金	事業に関わる人件 費		給料、賃金等			
	対象外		団体の人件費は対 象にならない。	従業員の給与費等		対象外		対象外	団体メンバー(特に実施 スタッフ)へのアルバイト 賃金の支払いは認められ ない。	対象外